

## 14. 表見代理の成立

無権代理人でもあっても、その契約の法的効果が本人に帰属してしまう場合を表見代理という。次は、表見代理の要件について勉強する。

### (1) 表見代理人の制度

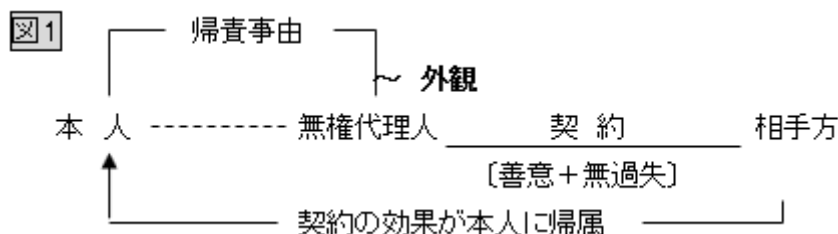
外観を信じて取引したものを保護する法理の代表的なもの。相手から見て、無権代理人を代理人と見間違えるのが無理も無い場合、相手方を保護しようとするのが表見代理制度である。表見代理とは、要するに表面的に見て代理権があるように見えるということである。そして、表見代理には、3つのタイプに分れる。

1. 代理権を与えたと表示したのに、本当は与えていなかった場合(第109条)。
2. 代理権の範囲を超えて、代理行為をした場合(第110条)。
3. 代理権が消滅したのに、代理行為をした場合(第112条)。

相手が善意無過失ならば、相手は、表見代理の成立により、契約が有効であると主張できる。

### (2) これらの3つのタイプの表見代理に共通する条件

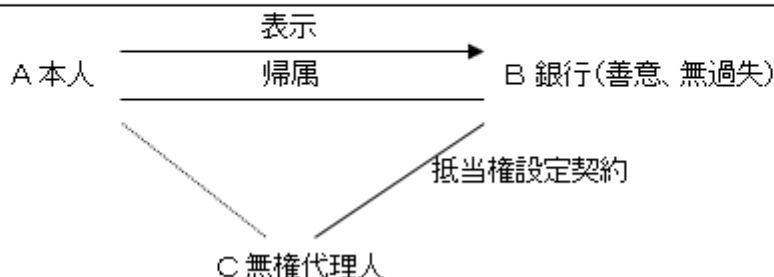
- ① 代理人と言う者に代理権の外観があること。
  - ② 本人がその外観の作出になんらかの原因を与えている事。
- これは、無権代理人がした代理行為の効果を帰属させられてもやむを得ないという帰責性があることを意味する。
- ③ 相手が代理権の外観を信頼し、かつ信頼する事がもっともであること。
- 言い換えれば、代理権がないことについて善意無過失であるということ。



**考え方** ここでは、善意無過失の相手の利益と取引の安全を保護し、相手方を保護するために、本人は、これを拒絶できないものとした。その結果、本人が損害を被ることになった場合は、表見代理人に対して不法行為を理由として損害賠償請求をしていくことになる。

ただし、これが通常の有権代理人の場合は、契約した結果、本人が損害を被ることになったとしても代理人に損害賠償請求できないのが原則となっている。

1. 本当は、代理権を与えていないのに、誰それに代理権を与えたと相手方に表示したことによる責任(代理権授与表示による表見代理)。



**例題** AがCに代理権を与えていないのに、Cに抵当権設定の契約の締結について代理権を与えた旨を、B銀行に表示した場合。この場合、Aは、その代理権の範囲内でCとB銀行の間でされた契約について責任を負う。本来、無権代理の場合には、本人が追認しない限り、本人Aに法律効果は帰属しないが、この場合は、本人Aにも帰すべき事由もあることから、Aは効果帰属を拒否できない。

なお、第109条の条文には、書いてないが、表見代理の制度趣旨からB銀行は、善意無過失でなければ成らない(判例)。

**注意** 本条は法定代理人には適用しないことに注意。

**注意** 本条により保護される相手方とは、新聞広告によるような場合を除き、原則、授権表示をうけた当人(B)に限られる。ただし、表示方法は契約の相手とは限らない場合がある(判例)。

**具体例1** 本人が誰々に代理権を与えたと表示したとされるのは、どのような場合か？

- ①実印や白紙委任状を他人に交付して、その者がそれを悪用して勝手な契約を結んだ場合。
- ②他人に自分の支店名義の使用を許したり、自分の称号を許したりした場合。

2. 本人Aから代理権を与えられた代理人Cが、権限を超えた場合の本人Aの責任は？

本人AがCに抵当権設定契約の締結に関する代理権を与えたところ、Cがその不動産を不動産屋に売却してしまった場合、その不動産屋が善意無過失であれば、不動産屋は、Aに対して効果帰属を主張できる。代理権の範囲を明確にし、相手に分かるようにしておかなかった事や、代理権を踏み越えてしまうような者を代理人に選任した。

ここに帰すべき事由がある。一方、相手に正当事由があれば、その信頼を保護してあげる必要がある。※ 法定代理、委任代理双方に適用！

**ポイント** 代理人が越権行為をするについて、その前提として、本人から代理人になんらかの代理権が与えられている必要がある。その基本代理権は、売買契約を締結するなどの私法上の法律をする権限でなければ成らない。

**判例①** 本条の表見代理が成立するために必要とされる基本代理権は、私法上の行為についての代理権でなければ成らない。

**判例②** 本人から登記申請の委任を受けた者が、その権限を超え第三者と取引をした場合に、その登記申請が本人の私法上の契約による債務の履行のためのものであるときは、その権限を基本代理権として表見代理の成立が認められる。

**判例③** 印鑑証明の交付申請を委託された者が、本人から預かった実印を使用して無権代理行為をした場合は本条の表見代理は成立しない。

### (3)本条は法定代理人にも適用される。

**過去問題** AがBに印鑑証明の交付申請の代理権を与え、実印を渡したところ、Bがその権限を越えてAの土地を売却してしまったという場合には、表見代理は成立するか？

**解答** 【正解：成立しない】

印鑑証明の交付申請は、私法上の取引に関するものではなく、公法上の代理権である。基本代理権は、私法上の代理権でなければならない。これに比べて注意しなければならないのが、登記申請である。登記申請は公法上の行為だが、その行為が私法上の取引の一環としてなされるものなら基本代理権になるとする判例がある。

つまり、不動産を売買した後、その移転登記を申請するという場合の代理権なら基本代理権とみなしていいことになる。

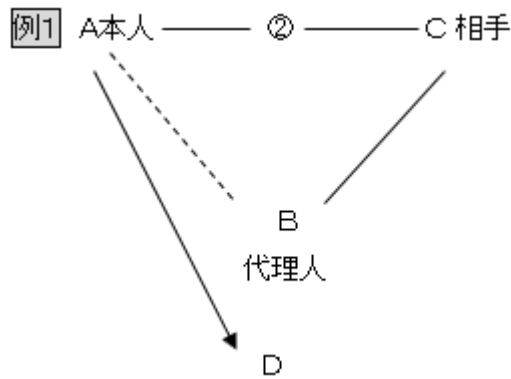
### 3. 代理人が代理権を失った後に、代理人であるかのように装って契約をした場合の本人の責任は？

**例** 或る営業所の支配人を解雇したのに、取引先にそのことを通知しなかったため、その元支配人がなおも支配人として取引行為をしたような場合。このような場合も、相手方が善意無過失であれば、その会社に対して効果帰属を主張できる。

※法定代理、委任代理双方に適用！

**ポイント**

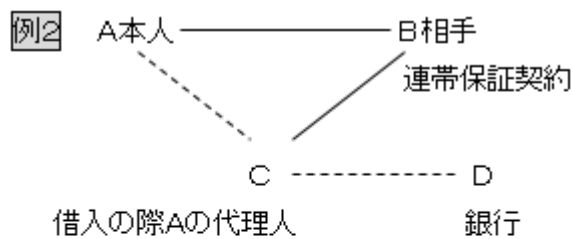
- (1) 表権代理は、代理権がある普通の代理と全く同じに扱ってしまうという制度である。その結果、本人は相手方に対し債務の履行を義務付けられることになるが、同時に相手方に債権を持つ事になる(同時履行の抗弁権)。
- (2) 表見代理は、相手方保護の制度なので、その相手が表権代理の成立を主張しなければ、契約は無効のまま。表権代理の成立を主張して初めて有効になる。
- (3) 表権代理が成立する場合でも、相手方は、表権代理の主張をしないで無権代理人の責任を追及することが可能である。表見代理も広い意味では無権代理だからである。
- (4) 表権代理の要件が2つ重なる場合でも、表権代理は成立する。



AIは、A所有の土地を売却に際して、DIに対し、BIに代理権を与える旨の表示したが実際には与えていなかったところBIは、Aの代理人と称して、Cとの間でC所有の土地と交換契約を締結した。

この場合AC間で土地の交換契約が成立！

**ポイント** 表示方法は、この場合契約の相手にかぎらず特定の第三者にたいするものでも不特定の第三者に対するものでもよい。また書面でも口頭でも良い(判例)。



Cは、かつてAの代理人としてD銀行から借入をしたことがあった。C自身がB銀行から借入するにあたり権限がないにもかかわらずAの代理人としてBとの間で連帯保証した。

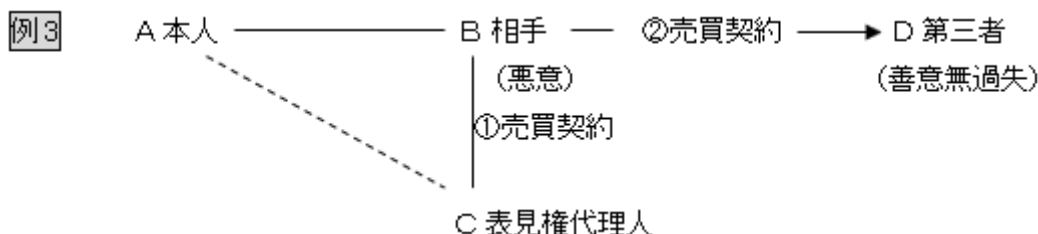
AB間で連帯保証契約が成立！

- B —— 債権者
- C —— 主たる債務者
- A —— 連帯保証人

**その他** 代理権の消滅後に、代理権の範囲を超えて代理した場合などがある。

(5) 相手方と新たに契約した**第三者(無権代理人の相手方の承継人)**は、表見代理の成立を主張できない点に注意！

例えば、無権代理人から土地を買った悪意の相手方が、さらにその土地を善意無過失の第三者に売却した場合、その第三者は表見代理を主張できない。



表見代理制度とは表見代理人Cと直接取引した善意無過失の相手方Bを保護する為にある。

## 15. 代理権のまとめ

**ポイント** 代理行為が有効となるためには、通常的意思表示のほかに、①代理権授与、②顕名という二つの要件が必要となる。

	①代理権の授与	②顕名
意味	本人が、代理人に法律行為を依頼すること	代理人が相手方に、本人の名前を明らかにすること
要件のない場合 (結果)	原則・・・無権代理人 (本人に効果不帰属)	原則・・・効果不帰属
	例外・・・以下は効果帰属 ①本人が追認 ②表見代理が成立	例外・・・以下は効果帰属 ①相手方が、代理人であることを知っていた場合(悪意) ②知らなかったが(善意)注意すれば知ることができた場合(有過失)

### (1) 無権代理人の効果

- ① 本人に帰属しない
- ② 無権代理が確定すると **契約の履行又は損害賠償を請求**できる。
- ③ ただし、相手方が**悪意又は過失**があった場合、無権代理人が制限能力者の場合は**責任追及出来ない**。

### (2) 無権代理人の相手方の保護

### 催告

無権代理人の相手方は悪意でも、本人に対して相当期間を定めて追認するかどうかを催告することが出来る。その期間内に本人が確答しない場合は、追認拒絶とみなす。

### 取消権

無権代理人の相手方は(善意)本人の追認のあるまでの間は、契約を取り消すことが出来る。いずれの権利も、本人の追認又は追認拒絶のあるまでの間である点は同じ。**取消権は善意の相手方のみ認められる点は催告権と異なる点に注意！**

### (3)代理行為の瑕疵

代理行為に関して、意思表示の瑕疵、欠陥があつた場合には、その事実については本人ではなく代理人について判断する。

### (4)代理権の消滅

	本人側の事由	代理人側の事由
法定代理人	①死亡	①死亡 ②後見開始の審判 ③破産
委任代理人	①死亡 ②破産 ③解除	①死亡 ②後見開始の審判 ③破産 ④解除



## 《 第4章 時効 》

### ■過去10年間の出題分析 ■

項目	占有率
取得時効	33%
消滅時効	9%
時効中断	33%
時効の援用	25%

時効の規定については、10年4回の出題となっており、毎年出題されているわけではありませんが、題されると比較的に得点しやすい項目である。項目に分けると特に偏ったものはないが、全般的に学習しても、さほどたいしたことではない。

### 1. 本試験でのポイント

下記の流れで理解していく。

1. 取得時効・・・取得時効が完成するための要件は？

↓

2. 消滅時効・・・消滅時効が完成するための要件は？

↓

3. 時効更新・・・時効完成をとめるための要件は？

↓

4. 時効の援用・・・時効完成後、主張できることは？

#### 取得時効と消滅時効

「あの話は、もう時効だよ」。などというように、時効なる言葉は、日常会話でもよく使われている。このように時効には、大きく分けて2つある。

1. 取得時効・・・長い間、他人の物を我が物顔で使っていると、その物が自分の物になる時効。
2. 消滅時効・・・長い間、借金を返さないでいると債務が消えてなくなる時効。

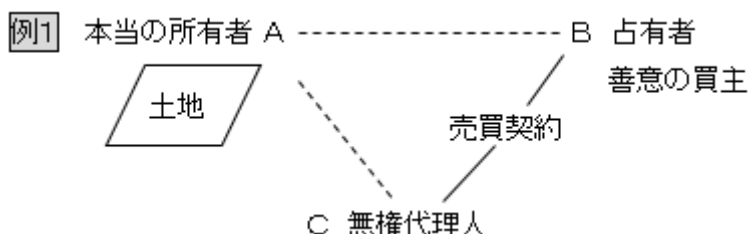
### 2. 時効制度の趣旨

民法の時効には、取得時効と消滅時効の2種類がある。いずれも呼んで字のごとく、時の効力のことである。

つまり、時間がたてば、権利の取得や権利の消滅という効力が発生するという訳である。これを民法的に説明すると次のようになる。

長年継続する事実状態と、本当の権利関係が一致しない場合には、長年継続する事実状態を保護することにしたのが時効制度である。





上の例1のように、Bは売買契約によって有効に土地を買ったと思い、家を建てて住んでいたが実は無権代理人からとは知らずに買っていた場合、10年以上経った後で、突然本人Aが現れてきて売買契約は無効なので、土地を明け渡してくれ！と言われたら買主は土地を明け渡さなければならぬのであろうか？

買主 B にしたら「何故もっと早く言ってくれないのだ！今頃いわれても困る。」と言う事になる。

例2 また、お金を借りたが、貸主が請求しようと思えばいつでもできたのに、それを一切せずに、それから10数年が経過したときに貸主が現れて、お金を返して欲しい！ といわれた場合、借主は返さなければ成らないでしょうか？

借主としても、そんな昔のことは覚えていないかもしれないし、本当は返しているかも知れません。このような場合に、一定の時の効力に基づいて本当の権利関係より、長年の事実状態を保護した制度が時効制度である。その存在理由は以下の通りである。

### 3. 時効制度の存在理由

#### 1. 立証の困難性の排除

時の経過によって、本来あるべき状態と事実にある状態のいずれが正しいか、その判断が困難になってしまう。

#### 2. 社会秩序及び法的関係の安定

長年継続した事実状態を尊重することによって、法律関係全体の安定を図った。

#### 3. 権利の上に眠る者は保護するに値せず。

たとえ真実の権利があっても、権利の上に眠る者は法の保護を受けるに値しない。

以上のような理由により法は時効制度を認めている訳である。

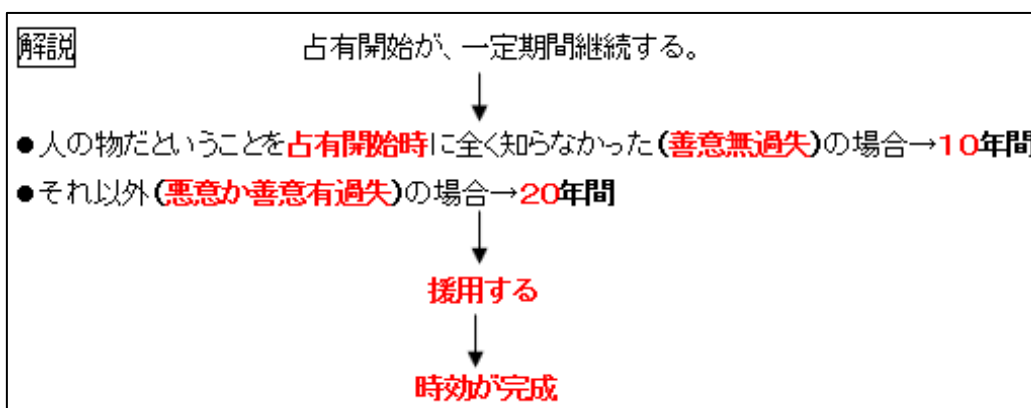
又、このように、時効により権利が消滅して喜ぶ者もいれば、泣く者もいるわけであるが、この場合、後者の者は、時効の完成を当然に阻止したい。時効の完成を阻止することを時効の更新という。試験ではその更新の要件がよく出題される。

## 4. 取得時効(第162条)

### 1. 取得時効

ポイントは取得時効が完成する要件を覚える。

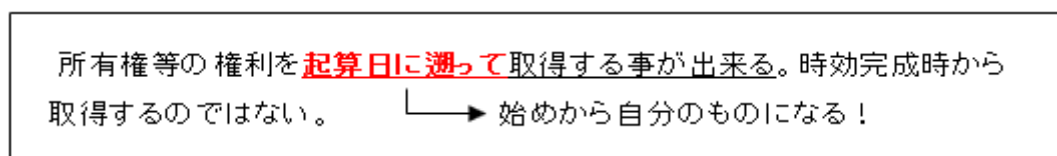
- ① **所有の意思**をもつて、
- ② 平穩かつ公然に
- ③ 他人の物を
- ④ **占有**し、
- ⑤ **一定期間継続**すること。



#### **用語** 援用

ある事実を自己の利益のため主張すること。一定の事実状態が一定期間経過したのみでは、時効の効果がただちに(自然)発生するわけではない。必ず、当事者の『援用』が必要である。

### 2. 時効が完成すると何時から、取得する事になるか？



**起算日に遡ってとは何時から？** → **占有開始時**からである。

**例** 本当の所有者は別にいる土地を1980年5月1日、悪意でBが占有開始した。

2000年5月1日になったとすると、Bは**1980年5月1日**から土地の所有者だったということになる。

### 3. 善意・無過失・悪意・有過失は？

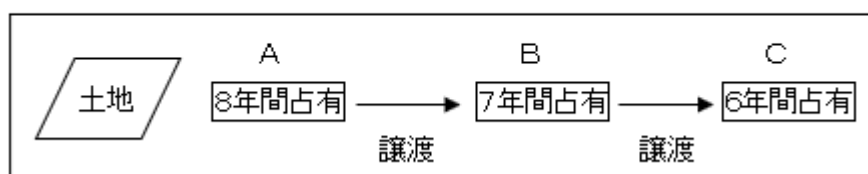
#### **注意** 占有開始の時だけ

善意無過失でなければ成らないのは**占有開始時**だけであり、その後悪意になったとしても(途中で他人の物だと気がついて)占有期間は20年には延長されないことになっている。ここはよく出題されるので、注意したい。

### 4. 所有期間とは？

所有期間は、自己の占有期間のみだけではなく、**前者の占有期間を合わせて**主張してもよい。相次ぐ数人の占有をあわせても良い。ただし、**前者の悪意や有過失も引き継ぐ事**になる。

#### **具体例** ある土地がA→B→Cへ譲渡された場合



①C自身はまだ6年の占有であり、たとえ占有の始めが善意無過失であったとしても時効は成立しない。

②このような場合は、前者Bの占有期間をあわせて主張することも可能である。

③そうすると、13年となり、占有の始めが善意無過失であれば時効取得することができる。しかし、善意無過失であるかどうかは、Cについてではなく、占有開始時のBについて見るので、もし、Bが悪意であれば占有期間が足りなくなる。

そのような時は、さらに前者Aの占有期間をあわせて主張すればよい。そうすると21年間占有したことになり、Aが悪意であっても時効取得が可能となる。

このように、占有者が何人変わろうと、**占有期間を合計**して、主張することができるのである！

#### **重要** 前者の占有期間を合わせて、主張できる。

その場合、**前者の立場(善意、悪意、善意無過失等)**を引き継ぐことになる。

## 5. 占有とは？

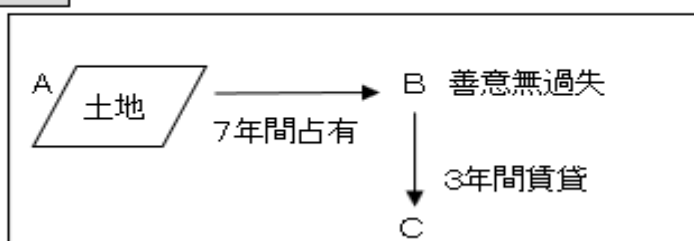
占有とは、**自己のために得る意思をもって物を所持すること**であって目的物を自己支配下におくこと、もしくは事実上支配することと考えて良い。

占有する者は、占有権という権利を有するが、占有にはいくつかの種類がある。次のいずれかでも時効取得は可能とされている。

- ①直接占有 — 本人自らする占有
- ②間接占有 — 占有代理人による占有（他人の占有でもOK）

**他人の占有** **他人の占有でも時効が成立する場合がある。**（事例の1・2で説明）

### 事例1 「賃貸」の場合



時効取得するためには10年（または20年）占有を続ける必要があるが、始めから終わりまで自分自身で直接占有し続ける必要はない。

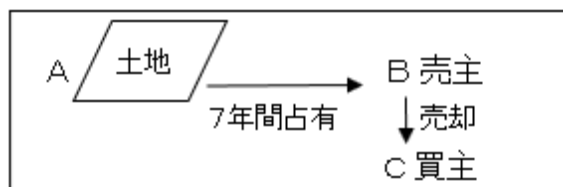
たとえば、Aの土地をBが善意無過失で7年間占有し、その後Bがこの土地をCに3年間賃貸した場合。

**B自身の占有期間（7年間）+ Cの占有期間（3年間）= 10年間**となるから、Bはこの土地を時効取得できる。

**暗記** **賃借人が占有していれば 賃借人が占有していることになる。**

### 事例2 「売買」の場合 **ここは先ほど勉強したところ、復習。**

売買でも同じ。BがAの土地を自分の所有物にする意思で7年間占有し、その後Bがこの土地をCに譲渡したとする。Cがこの土地を時効取得しようとする場合、Cは、Bの占有期間（7年間）とC自身の占有期間をあわせて主張できる。



あと何年で時効取得できるか？

**暗記** **買主は 売り主の占有期間もあわせて主張できる！**

難しいのは(よく出るのは)、Cがあと何年占有すればいいかだ。答えは、BとCがそれぞれの占有開始時に善意無過失だったかどうかで決まる。

**問題** 空欄を埋めて下さい。Bが7年占有していた場合です。

B	C	Cはあと何年で時効取得できるか？	まとめ
善意無過失	善意無過失	( ① )年	最初に善意無過失なら、後に悪意になっても(③)年でOK。だから、Bが善意無過失なら、Cは善意、悪意に関係なくBとあわせて(④)年でOK。
	悪意または善意有過失	( ② )年	
悪意または善意有過失	善意無過失	( ⑤ )年	最初に善意無過失でなければ、(⑦)年だ。だから、Cはあと(⑧)年占有する必要あり。もっとも、C自身が善意無過失ならBの7年を加算せず、自分の(⑨)年だけでOK。
	悪意または善意有過失	( ⑥ )年	

**解答** ①②④…3 ③⑤⑨…10 ⑥⑧…13 ⑦…20

## 6. 所有の意思とは？

- 自主占有 — 所有の意思を持ってする占有
- 他主占有 — 所有の意思なき占有

**事例** 賃借人は時効取得できるか？

Aの土地をBが賃借して占有している。Bはこの土地を時効取得できるか？

**解答** 【正解：原則として×】

なぜなら、取得時効が成立するためには、ただ占有するだけではだめで、「自分の所有物にする意思で」＝(所有の意思をもって)占有する必要があるからだ。賃借人には、性質上「所有の意思」はないはずだ(たとえあってもないとみなされる)。だから、Bはたとえ20年間占有を続けたとしても(たとえ20年間ずっと賃料を踏み倒し続けていたとしても)、**原則**として、Aの土地を時効取得できない。

**疑問と解消** 所有の意思をもった占有とは、どういう占有なのか？

あるものを所有者と同じ気持ちで占有すること(自主占有)。自分が正当な所有者でないと知っている(たとえば盗人)、自分のものつもりで平穩・公然に占有を続けていれば取得時効は完成する。

これに対して賃借人のつमりの占有のように、自主占有ではない占有を他主占有という。賃借人のつमりで何十年同じ建物を占有していても、決して建物の所有権を時効取得することはない。賃借権の時効取得が可能だけである。

**例外** BがAに対して「この土地は自分のものです。」と、所有の意思があることを表明すると、その時から時効がスタートし、20年で(なぜなら悪意であるから)BはAの土地を時効取得できる。

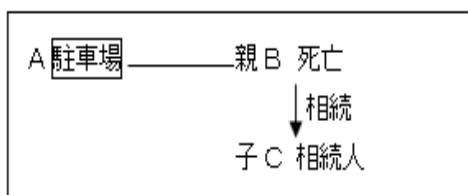
**まとめ**

賃借人は、時効取得できるか？	原則	× 取得できない
	例外	○賃借人に対して <b>所有の意思を表明すれば</b> 取得できる

**判例** 賃借人の相続人は時効取得できるか？

**原則** Aの駐車場をBが賃借していた(=所有の意思なし)。その後、Bが死んでCがBを相続した。Cがこの駐車場を時効取得してやろうと思っても、CはBの賃借人としての地位を受け継ぐ為、Cの意思とは無関係に、所有の意思はないものとみなされてしまう。

だから、このままではCは20年間駐車場を使用し続けたとしても、原則として時効取得できない。



**例外** Cがこの駐車場に勝手に家を建てて住み始めたとしたら、Bから相続した賃借権とは別に、新たに「事実上の支配」を開始したことになり時効取得することができる。

**まとめ**

賃借人の相続人は、時効取得できるか？	原則	× 取得できない
	例外	○所有の意思をもって新たに「 <b>事実上の支配</b> 」を開始すれば取得できる

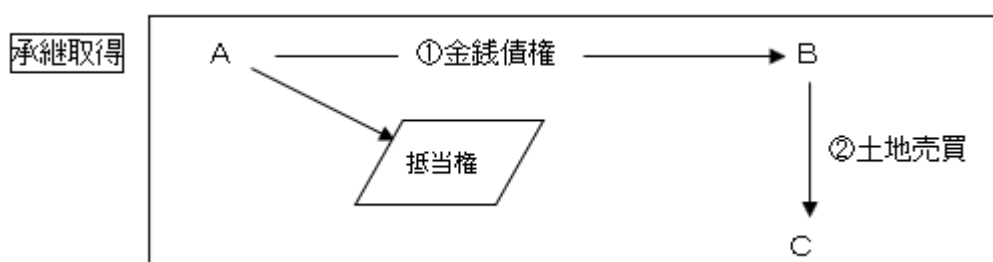
**注意** 所有権以外もOK

次に気をつけて欲しいのは、時効取得できる権利は所有権だけではないという点だ。第162条にも「所有権等の権利」とある。

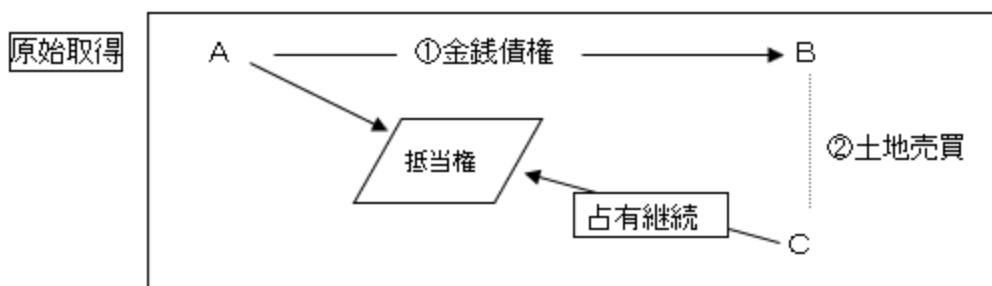
では、どんな権利を時効取得できるのか？色々があるが、本試験に出題される可能性の高いのは地上権と地役権と賃借権である。

**7. 時効による所有権の効力**

原始取得と承継取得の違いを次の様に対比して、その違いを理解しておくとい。



Aの抵当権が設定されているB所有の土地をCが買い入れると、CはAの抵当権が付着している土地所有権を取得する。Aの抵当権実行により、Cは土地所有権を失う可能性がある。承継取得の場合は、前者の権利と義務を引き継ぐ形になる。



Cの取得時効が完成すると、Cは当該土地につき自己以外にどんな権利も有していないという形で土地所有権を取得する。よって



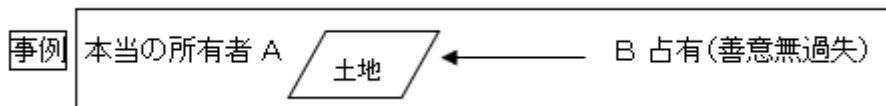
**Aの抵当権は、Cの時効完成によって消滅する。**

したがって、時効による所有権の取得は原始取得(その反対が承継取得)であり、前所有者の存在していた**所有権の制限の影響**を受けないという形になる。

ただし、Cが占有開始した当時存在していた他人の権利(地役権等)を容認していたとき、Cは、その地役権等の制限を受けた所有権を取得すると解されている。

## 8. 取得時効と登記

### (1) 時効取得と登記

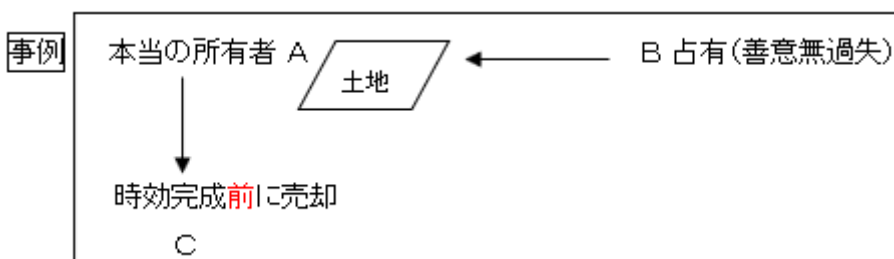


この場合は、10年占有を継続することによって時効取得することができる。

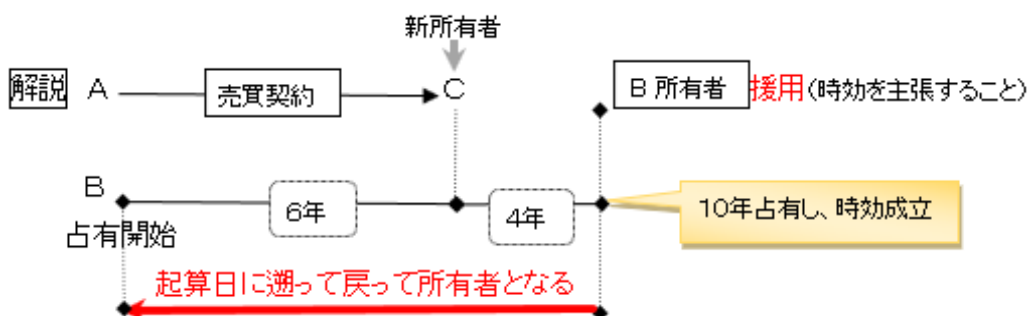
**疑問** このときBが本当の所有者であるAに対して時効取得を主張する場合、登記が必要となるであろうか？

**解消** この場合時効取得により、**原始取得者**となる為、**登記**は必要ない！

### (2) 時効完成前の譲渡



**疑問** 時効完成前Cへ譲渡した場合、占有者Bは起算日に遡って所有者となるか？

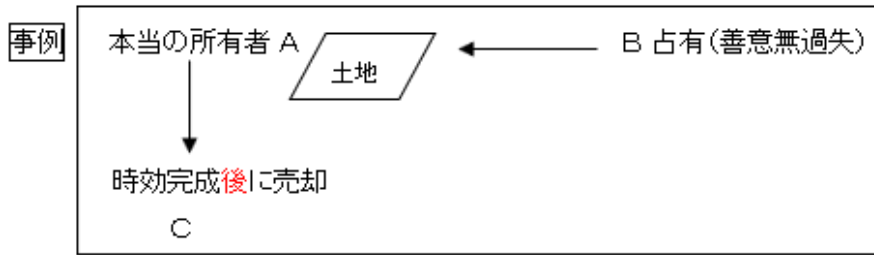


時効完成前に、Aの立場を承継したCはBC間において、当事者関係にあたり、時効が成立することによって、**起算日に遡り**B所有のものになる。

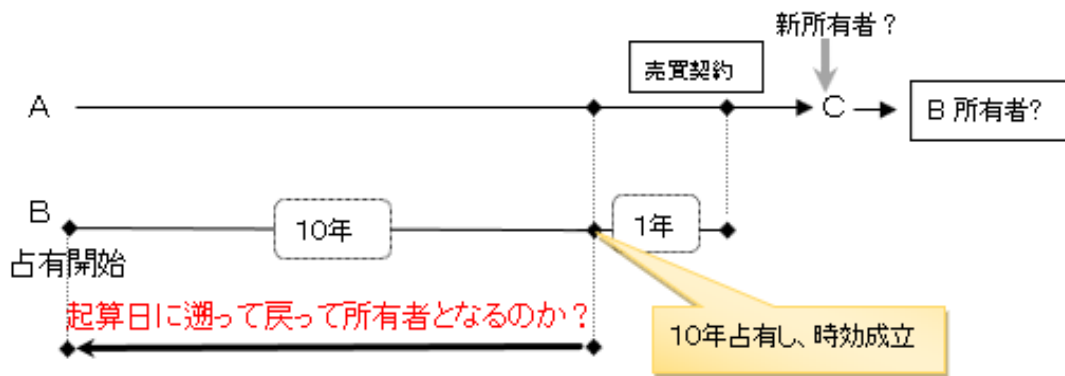
**結果** Bは**登記なし**で**新所有者C**に**時効**を主張できる！



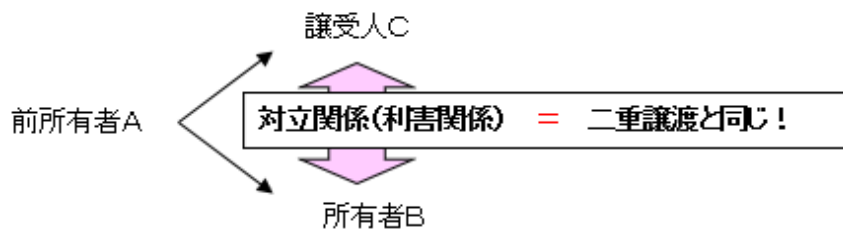
(3) 時効完成後の譲渡の場合は？



疑問 時効完成後Cへ譲渡した場合、占有者Bは起算日に遡って所有者となるか？



解説 Aから当該土地を譲り受けたCは、当然にAに対して所有権移転の登記を請求する事となる。一方で、占有者であったBは、譲渡される前に時効が完成したとして、Aに時効取得に基づく所有権移転の登記を請求できる立場である。以下の理由により、このケースは、Aを起点としてBとCに二重譲渡がなされた場合と同視できるわけである。つまりBとCは対抗関係にあるということになる。

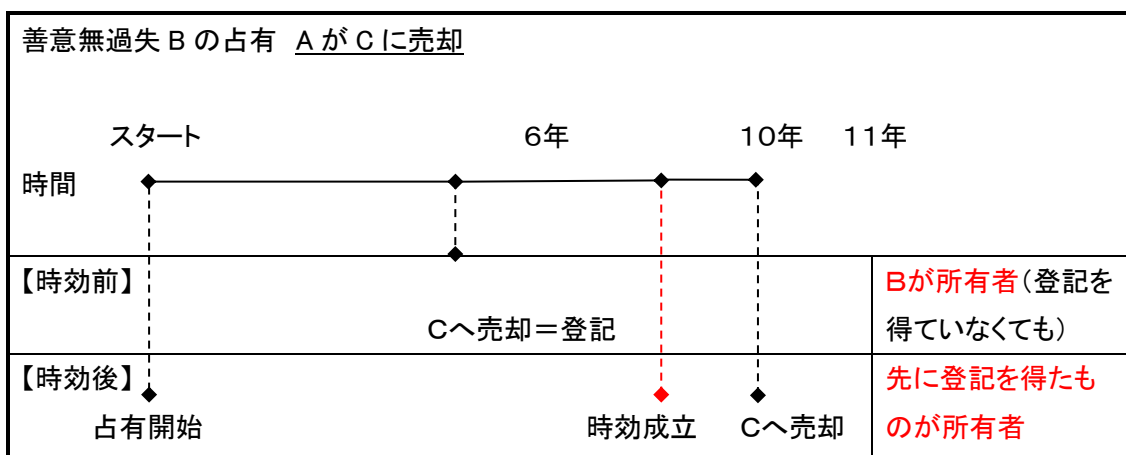


譲渡が時効完成後と前とは違ってくる！

結果 二重譲渡の場合は、先に登記した方が所有者

《 時効完成のまとめ 》

	AC間の譲渡	所有者	補足
時効完成前	<b>事例1</b> Bが善意無過失でAの土地の占有を開始して6年後に、Aが土地をCに譲渡し、その4年後にBの時効が完成。(Bが援用した場合)	<b>Bが所有者</b>	時効とは、登記されている他人の土地を自分のものにできる事。 Cが登記を得ていても、その登記付きのCの立場がまるごとBに乘っ取られてしまう。
		CはAから所有権移転登記を得ていようとまいと、無登記のBに負ける。 <b>【注】登記は関係ない。</b>	
時効完成後	<b>事例2</b> Bが善意無過失でAの土地の占有を開始して10年たち、Bの時効が完成。その一年後にAが土地をCに譲渡。	<b>登記を先にした者が所有者</b>	Bは時効によってせっかく土地が自分のものになったのに登記もしないで放っておいたなら、Bに落度がある。 CはCで、せっかくAから土地を譲渡されたのに登記もしないで放っておいたなら落度がある。 二重譲渡と同様に先に登記を得た方が保護に値する。
		BとCは対抗関係にあり、二重譲渡と同じ事になる。	

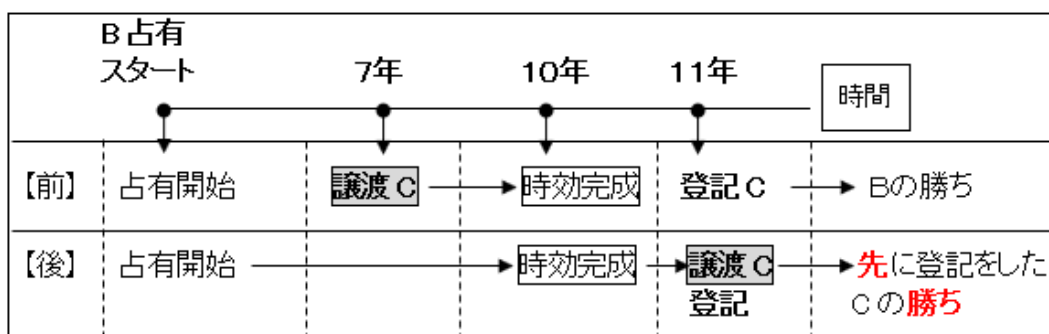


～難しい問題ですが～

**例題** Bによる取得時効進行中のA所有の土地をAがCに譲渡し、その後Bの取得時効が完成した場合、①AからCへの所有権移転登記がBの時効完成前になされていればBは土地所有権の時効取得をCに対抗することができるが、②AからCへの所有権移転登記がBの時効完成後になされるとBは土地所有権の時効取得をCに対抗することができない。

**解答【正解：誤り】**

譲渡後に時効が完成したのだから、①②どちらもBの勝ち。AからCへの所有権移転登記が時効完成の前か後かは関係ない。ここにひっかかっては問題作成者の思うつぼだ。①②どちらも、「時効完成のまとめ」の時効完成前だから、Bは登記なしで土地所有権の時効取得を、登記を有するCに対抗できる。



## 5. 消滅時効

たとえば、売買代金債権や貸金債権等のような債権は、原則として、一定期間「払え！」といわずに放置しておくとし効が完成して債権は消滅する。つまり、債権が消えてなくなり、「はらえ！」と、言えなくなる。これが消滅時効。消滅時効の対象となるのは、所有権、占有権以外の財産権と債権である。

### 消滅時効にかからない権利

(1)、所有権は絶対に時効によって消滅しない！

例えば、自分の所有地が荒れ放題で何十年、何百年経ったとしても、所有権は消滅しない。その土地を他人が時効取得すれば、所有権は奪われてしまうが、それは他人が所有権という権利を奪ってしまうのであって(取得時効にかかる)、所有権が消滅したわけではない。